

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（別表第3）

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------------------------|--|----------------------------------|---|
| 別表第3（第3条関係） 公共交通機関の施設に関する整備基準 | | 別表第3（第3条関係） 公共交通機関の施設に関する整備基準 | |
| 整備項目 | 整備基準 | 整備項目 | 整備基準 |
| 1 経路 | <p>公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他これらに類する施設であつて、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。<u>以下同じ。</u>）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化された経路」という。）をプラットホーム等（プラットホームその他の旅客の乗降場所をいう。以下同じ。）ごとに1以上設けること。</p> <p>（1）床面に高低差がある場合は、<u>(2)</u>に定める構造の傾斜路又は<u>(3)</u>に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した次に定める構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p> <p>ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>エ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> | 1 経路 | <p>公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他これらに類する施設であつて、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化された経路」という。）をプラットホーム等（プラットホームその他の旅客の乗降場所をいう。以下同じ。）ごとに1以上設けること。</p> <p>（1）床面に高低差がある場合は、<u>別表第2の5の(1)</u>に定める構造の傾斜路又は<u>(2)</u>に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した次に定める構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p> <p>ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>エ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>こと。</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>キ 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ク 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとする事ができる構造であり、かつ、車止めを設けること。</p> <p>ケ エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p><u>(2) 経路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ 傾斜路の勾配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が20センチメートル未満の場合又は屋内の場合は、12分の1以下とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 高低差が60センチメートルを超える場合は、60センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p><u>エ 高低差が16センチメートルを超える場合は、手すりを設けること。</u></p> <p><u>オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</u></p> <p><u>カ 表面は、滑りにくい仕上げとし、踊場及び通路との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、その存在を容易に識別しやすいものとする事。</u></p> <p><u>(3) 経路に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 籠は、間口140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつ</u></p> | <p>こと。</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>キ 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ク 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとする事ができる構造であり、かつ、車止めを設けること。</p> <p>ケ エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 経路に設けるエレベーターは、別表第2の7の(1)に定めるほか、戸の開扉時間を延長する機能を有し、かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかが内にいる者が互いに視認できる構造とするこ</u></p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----|--|-----|--|
| | <p><u>て、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造の籠（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ 籠の床面は、車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>エ 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。</u></p> <p><u>オ 籠内には、籠が停止した階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。</u></p> <p><u>カ 籠内には、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。</u></p> <p><u>キ 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</u></p> <p><u>ク 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に操作盤を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、1以上には、インターホン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。）を設けること。</u></p> <p><u>ケ 籠内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行うこと。</u></p> <p><u>コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>サ 乗降ロビーには、停止する籠の昇降方向を音声等により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>シ 戸の開扉時間を延長する機能を有していること。</u></p> <p><u>ス 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに</u></p> | | <p><u>と。ただし、同表の7の(1)のイについては、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のかご（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を設ける場合は、この限りでない。</u></p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------|--|-------|--|
| | <p><u>視認できる構造であること。</u></p> <p><u>(4)</u> 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車<u>椅子</u>の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車<u>椅子</u>が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、有効幅員は90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 照明設備を設けること。</p> <p><u>(5)</u> 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>ア <u>(2)</u> に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路</p> <p>イ <u>5</u> に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路</p> <p>ウ <u>(3)</u> に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路</p> <p>エ 2に定める構造の券売機に近接する通路</p> <p>オ 3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路</p> <p>キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> | | <p><u>(3)</u> 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車<u>いす</u>の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車<u>いす</u>が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、有効幅員は90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 照明設備を設けること。</p> <p><u>(4)</u> 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>ア <u>別表第2の5の(1)</u> に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路</p> <p>イ <u>別表第2の6</u> に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路</p> <p>ウ <u>(2)</u> に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路</p> <p>エ 2に定める構造の券売機に近接する通路</p> <p>オ 3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路</p> <p>キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> |
| 2 券売機 | <p>券売機を設ける場合は、次に定める構造の券売機を1以上設けること。</p> <p>(1) 券売機の高さは、車<u>椅子</u>使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車<u>椅子</u>使用者が円滑に利用できる構造の<u>蹴込み</u>を設けること。</p> | 2 券売機 | <p>券売機を設ける場合は、次に定める構造の券売機を1以上設けること。</p> <p>(1) 券売機の高さは、車<u>いす</u>使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車<u>いす</u>使用者が円滑に利用できる構造の<u>けこみ</u>を設けること。</p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------|--|-------|--|
| | (2) 券売機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 | | (2) 券売機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 |
| 3 改札口 | <p>(1) 1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 移動円滑化された経路に近接すること。</p> <p>ウ 車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 1以上の改札口は、移動円滑化された経路に近接して設置し、かつ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、分かりやすい方法で表示すること。</p> | 3 改札口 | <p>(1) 1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 移動円滑化された経路に近接すること。</p> <p>ウ 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 1以上の改札口は、移動円滑化された経路に近接して設置し、かつ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、分かりやすい方法で表示すること。</p> |
| 4 便所 | <p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造の車椅子使用者を始めとする全ての利用者が円滑に利用できる便房(以下「多機能便房」という。)を有する便所(以下「多機能トイレ」という。)とし、全てのプラットホーム等と移動円滑化された経路で接続すること。</p> <p><u>ア 便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 便所及び多機能便房の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</u></p> <p><u>ウ 多機能便房の幅及び奥行きの内法(のり)は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>エ 便所及び多機能便房の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。</u></p> | 4 便所 | <p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、別表第2の8の(1)に定める構造の多機能トイレとし、すべてのプラットホーム等と移動円滑化された経路で接続すること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>オ 多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</u></p> <p><u>カ 多機能便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。</u></p> <p><u>キ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>ク 多機能便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</u></p> <p><u>ケ 多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。</u></p> <p><u>コ 多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。</u></p> <p><u>サ 出入口には、多機能トイレである旨を表示すること。</u></p> <p><u>シ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。</u></p> <p><u>ス 1以上の便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。</u></p> <p>(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、<u>次</u>に定める構造とすること。</p> <p><u>ア 便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 便所及び便房の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。</u></p> <p><u>ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>エ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</u></p> <p><u>オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。</u></p> <p><u>カ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、</u></p> | <p>(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、<u>別表第2の8の(2)</u>に定める構造とすること。</p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------|---|------------|--|
| | <u>壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。</u> | | |
| 5 階段 | <p>段を設ける場合は、150センチメートル以上で利用者が安全かつ円滑に利用できる有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）を確保し、<u>次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>(1) 主たる階段は、回り階段としないこと。</u></p> <p><u>(2) 手すりを設けること。</u></p> <p><u>(3) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>(4) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする</u><u>ことにより、段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</u></p> <p><u>(5) 照明設備を設けること。</u></p> | 5 階段 | <p>段を設ける場合は、150センチメートル以上で利用者が安全かつ円滑に利用できる有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）を確保し、<u>別表第2の6の(2)から(5)まで</u>に定める構造とし、<u>照明設備を設ける</u>こと。</p> |
| 6 エスカレーター | 1の(1)ただし書に規定する場合以外の場合にエスカレーターを設ける場合は、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 | 6 エスカレーター | 1の(1)ただし書に規定する場合以外の場合にエスカレーターを設ける場合は、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 |
| 7 プラットホーム等 | <p>プラットホーム等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 発着する<u>全て</u>の鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあつては、ホームドア又は可動式ホーム<u>柵</u>（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。</p> <p>(3) (2)のプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホーム<u>柵</u>、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(4) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止す</p> | 7 プラットホーム等 | <p>プラットホーム等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 発着する<u>すべて</u>の鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあつては、ホームドア又は可動式ホーム<u>さく</u>（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。</p> <p>(3) (2)のプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホーム<u>さく</u>、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(4) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止す</p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----|---|-----|--|
| | <p>るための<u>柵</u>を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 高齢者、障害者等が公共車両等に円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(6) 上屋を設けるよう努めること。</p> <p>(7) 利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 照明設備を設けること。</p> | | <p>るための<u>さく</u>を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 高齢者、障害者等が公共車両等に円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(6) 上屋を設けるよう努めること。</p> <p>(7) 利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 照明設備を設けること。</p> |
| 8 | <p>カウンター及び記載台は、<u>次に定める構造とすること</u>。この場合においては、当該設備を保有している旨をその付近に表示すること。</p> <p><u>(1) 高さは、75センチメートル程度とすること。</u></p> <p><u>(2) 下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。</u></p> <p><u>(3) 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。</u></p> | 8 | <p>カウンター及び記載台は、<u>別表第2の15に定める構造とし、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること</u>。この場合においては、当該設備を保有している旨をその付近に表示すること。</p> |
| 9 | <p>公衆電話機及び公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の公衆電話機及び公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>(1) 公衆電話機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(2) 公衆電話台の高さは、<u>車椅子</u>使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、<u>車椅子</u>使用者が円滑に利用できる構造の<u>蹴込み</u>を設けること。</p> | 9 | <p>公衆電話機及び公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の公衆電話機及び公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>(1) 公衆電話機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(2) 公衆電話台の高さは、<u>車いす</u>使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、<u>車いす</u>使用者が円滑に利用できる構造の<u>けこみ</u>を設けること。</p> |
| 10 | <p>案内標示 1の(2)に定める構造の<u>傾斜路、1の(3)に定める構造のエレベーター</u></p> | 10 | <p>案内標示 1の(2)に定める構造の<u>エレベーターその他の昇降機、傾斜路</u>又は4に</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>一<u>その他の昇降機</u>又は4に定める構造の便所を設ける場合は、案内標示（<u>各施設の配置を表示した案内板等の案内設備及び各施設があることを示す標識をいう。</u>）を次のように設け、かつ、公共車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 案内設備は、次に定める構造とすること。ただし、各施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすいものとする。</p> <p>イ 音、点字その他の方法による表示を行うこと。</p> <p>ウ 標識を設けること。</p> <p>(2) 標識は、各施設の付近であって、高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、表示すべき内容が分かりやすいものとする。</p> | <p>定める構造の便所を設ける場合は、案内標示を次のように設け、かつ、公共車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 案内設備は、次に定める構造とすること。ただし、各施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすいものとする。</p> <p>イ 音、点字その他の方法による表示を行うこと。</p> <p>ウ 標識を設けること。</p> <p>(2) 標識は、各施設の付近であって、高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、表示すべき内容が分かりやすいものとする。</p> |